

平成29年2月

管内の雇用状況(平成28年12月内容)

有効求人倍率0.76倍

ハローワーク大河原

〒989-1201

柴田郡大河原町大谷字町向126-4

オーガ1F

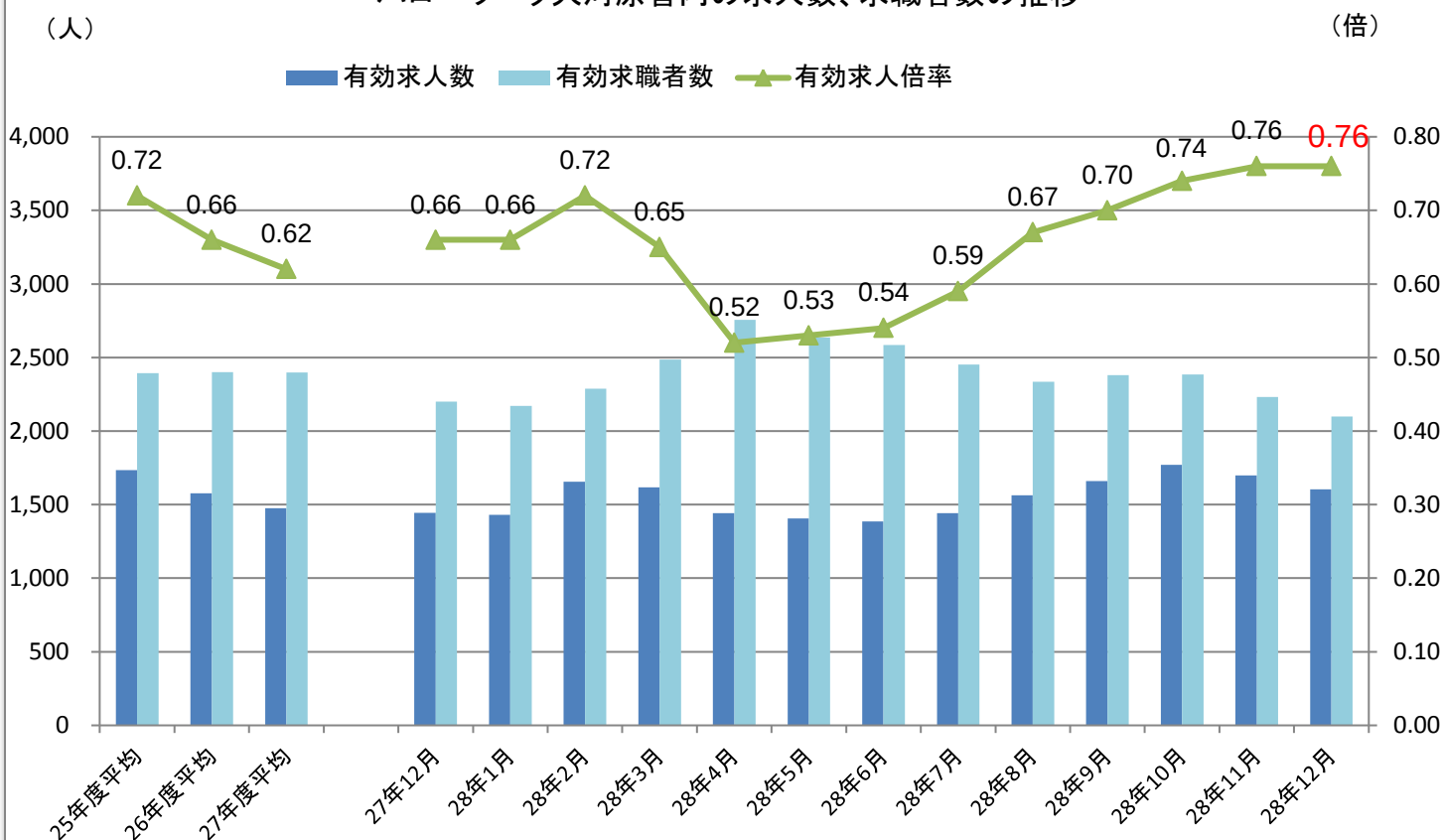
電話 0224-53-1042

FAX 0224-52-3989

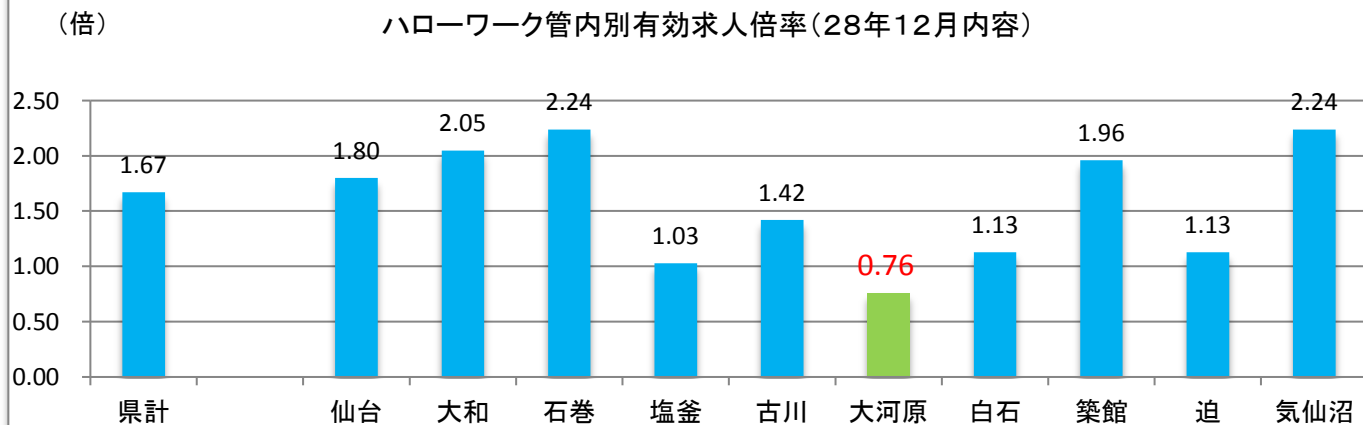
ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中で最も低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す人一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。

ハローワーク大河原管内の求人数、求職者数の推移



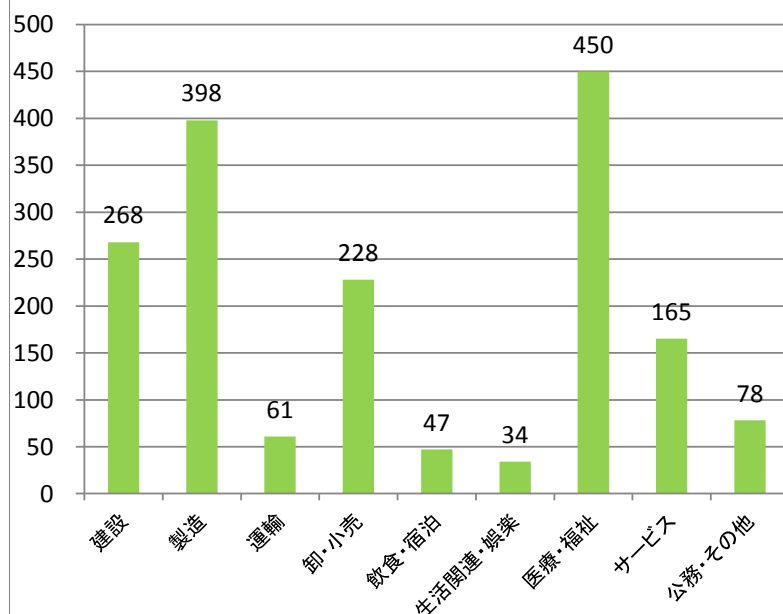
ハローワーク管内別有効求人倍率(28年12月内容)



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

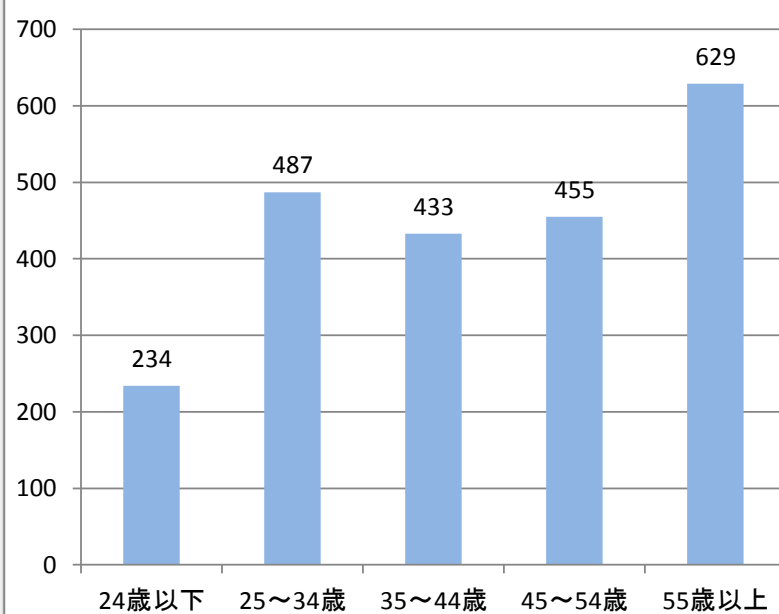
■ 28年10月～28年12月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

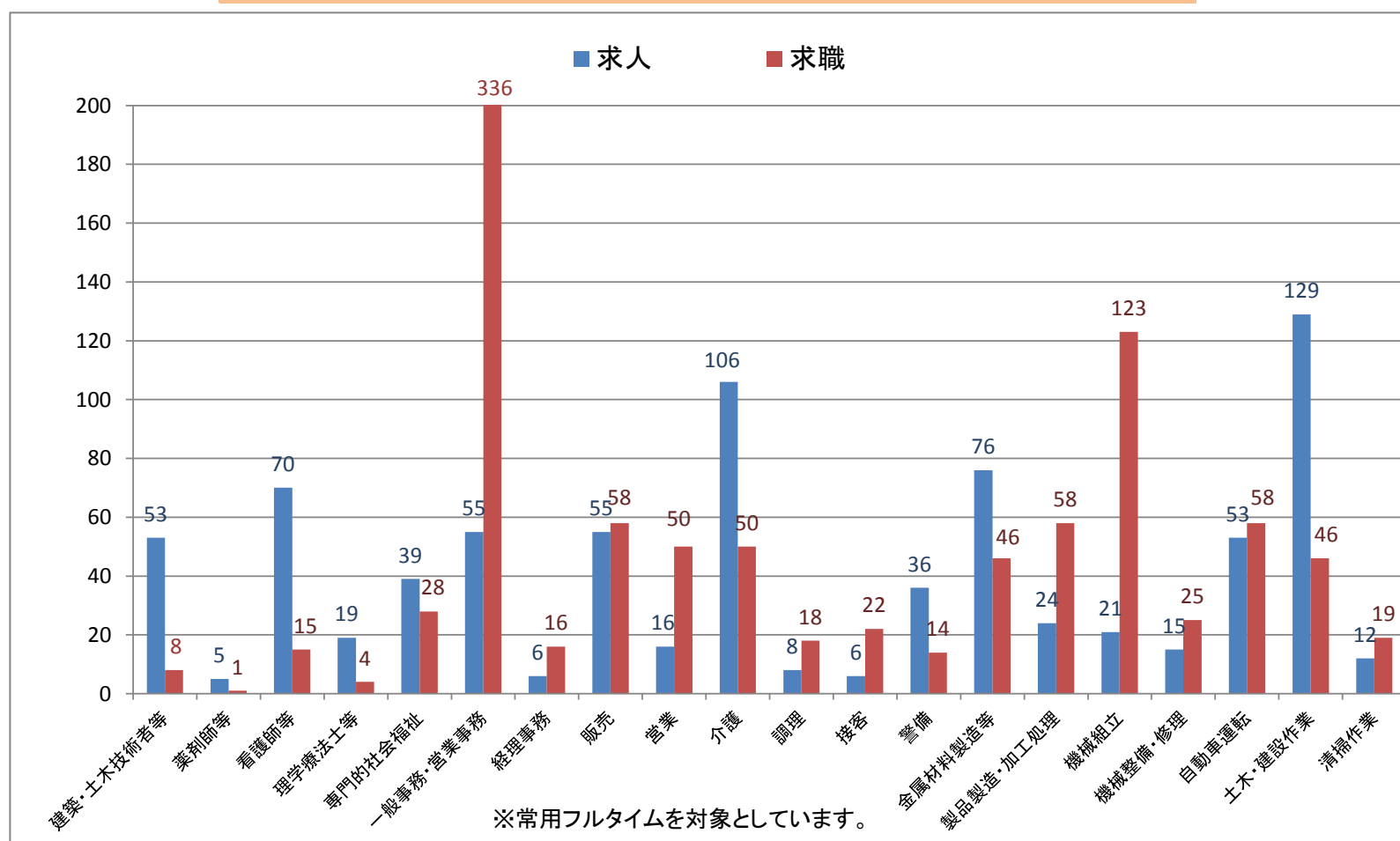
■ 28年10月～28年12月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【28年12月内容】



職業別新規求人賃金情報

【28年10月～12月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	32	0	2	2	9	13	14	18	20
薬剤師等	4	0	0	0	0	0	0	2	4
看護師等	51	0	2	13	30	46	47	34	18
専門的社会福祉の職業	31	0	6	16	14	15	9	5	1
一般事務員・営業事務員	58	6	38	38	27	15	4	3	1
経理事務員	4	0	0	2	2	2	2	2	1
販売員	33	1	8	16	12	16	3	12	11
営業員	16	0	2	2	6	9	7	9	9
介護の職業	57	2	26	42	32	18	0	0	0
調理の職業	9	0	6	6	6	3	1	1	0
接客の職業	4	0	2	3	2	0	0	0	0
警備員	8	0	5	3	3	0	0	0	0
金属材料製造の職業	49	0	8	33	29	30	17	15	9
製品製造・加工の職業	21	2	9	11	13	8	2	2	0
機械組立の職業	10	3	6	4	1	2	2	0	0
機械整備・修理の職業	12	0	1	7	11	11	10	7	3
自動車運転の職業	32	0	5	4	7	9	11	13	10
土木・建設の職業	53	1	6	18	28	41	36	29	21
電気工事の職業	14	0	0	7	10	10	8	8	6
清掃の職業	7	2	2	3	3	2	2	0	0

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに更改しています。

中途採用者採用時賃金情報

【28年10月～12月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	212	180	199	204	232	244
専門・技術	277	222	260	221	336	373
事務	187	155	175	186	220	188
販売	216	*	174	225	231	250
サービス	178	154	174	168	163	225
警備	*	*	*	*	*	*
農林漁業	203	171	*	*	213	237
運輸	218	*	231	214	222	199
生産工程・労務	204	178	193	205	230	232

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更改しています。

ハローワークからのお知らせ

(別添)

事業主のみなさまへ

円滑な採用選考で
より良い人材を

求職者とのトラブル防止のために、 求人内容を明確に記載しましょう！

求人票に求人内容が明確に記載されていないため、「求人記載内容と実際が異なる」との相談が、ハローワークに多く寄せられています。

求人票の記載内容に関する求職者からの申出（約 1 万件）

（平成27年度厚生労働省職業安定局調べ）

「求人票の内容が実際と異なる」（36%）・「求人者の説明不足」（23%）

正確で明確な求人条件の明示は、以下の理由で必要とされています。

① 法律による義務

「求人者は安定所に対して求人申込みを行う際に労働条件の明示義務がある。
（職業安定法第5条の3第2項）」

② 労働者保護

求職者は、求人内容が実際の労働条件と異ならない正確なものと考えています。
悪意による虚偽記載でなくても、あいまいな記載は誤解を招く原因となります。

チェックしてみましょう、求人条件

貴社の求人票は正確で明確ですか？ 次の☑チェックポイントで確認しましょう。

賃金	☐ 実際の賃金が、求人票の「賃金（a+b）」欄の記載額と同じ。
	☐ 採用面接で、求人票に記載した賃金と同じ額を提示している。
	☐ 求人票の「a 基本給」欄には、固定残業代（※）を含めていない。 （※）実際の時間外労働、休日労働および深夜労働の有無にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働および深夜労働に対して、その名称にかかわらず定額で支払われる割増賃金。
時間	☐ 実際の就業時間が、求人票の「就業時間」欄の記載時間を超えていない。
	☐ 採用面接で、求人票に記載した就業・休憩時間と同じ時間を提示している。
職種	☐ 求人予定の職種や仕事の内容が、求人票の「職種」「仕事の内容」欄の記載と同じ。
	☐ 採用面接で、求人票に記載した職種や仕事の内容を提示している。
選考	☐ 求人票に記載した選考結果通知までの日数内に連絡している。
	☐ 不採用者の履歴書は選考終了後、速やかに返却（または破棄）している。
	☐ 労働契約締結時には、労働条件通知書等により労働条件を明示している。

厚生労働省・宮城労働局・ハローワーク大河原

管理番号LL300130首01

掲載についてのお知らせ

1 か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。